

生徒指導に係る保護者との適切な連携の在り方について

広島県教育委員会

1 はじめに

近年、生徒指導上の諸問題は極めて多岐にわたるものとなっている。基本的な生活習慣に関わる日常の生徒指導上の問題はもとより、不登校や中途退学、いじめや暴力行為などの諸問題も、依然として深刻な状況が見られる。また、学校外における、少年非行の多様化も広く見られるところである。

児童生徒の問題行動等の背景には、家庭、学校、地域社会における様々な要因があり、それらが複雑に絡み合っていることが多い。

そのため、家庭、学校、地域社会、関係機関等がより一層連携・協力した取組が求められているところである。

2 生徒指導上の諸問題の要因・背景について

生徒指導上の諸問題に適切に対応するためには、社会の変化、家庭の変化、子どもたちの変化などを適切に把握することが大切である。

(1) 社会の変化について

都市化が進行するにつれて、地域住民の連帯感や地域活動に対する関心が薄れ、子どもが子ども同士の集団を形成する機会が少なくなり、地縁的な地域社会の教育力の低下が指摘されている。

(2) 家庭の変化について

近年、出生数の減少が続き、合計特殊出生率（1人の女性が一生のうちに産む子どもの数）も低下して少子化が進行している。

また、単独世帯と核家族世帯の中の夫婦のみの世帯が増加するなど、家族構成が大きく変化している。こうした変化に関連して、家庭教育に対する親の自覚の不足、過保護や放任など、教育力の低下が指摘されることもある。



(3) 子どもたちの変化について

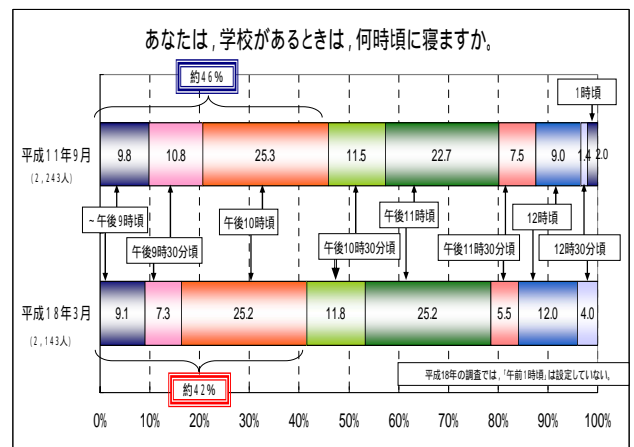
社会や家庭の変化に伴って、子どもを取り巻く生活環境や生活実態は大きくかわってきた。

ア 基本的な生活習慣（「就寝時間」）について
内閣府の平成18年の「低年齢少年の生活と意識に関する調査」()によると、午後10時頃までに就寝する小中学生は約42%で、平成11年9月の調査の約46%に比べると、就寝時刻が遅くなっている。【図1】

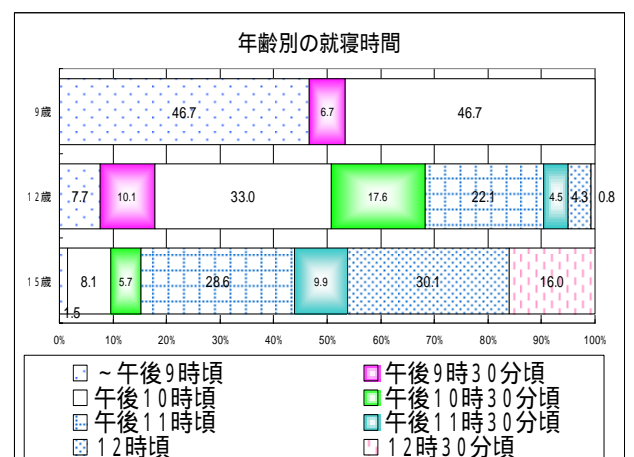
また、「12時頃」以降に就寝する者の割合は、年齢が上がるに従って増加し、9歳では0%、12歳では5.1%、15歳では46.1%となっている。【図2】

「低年齢少年の生活と意識に関する調査」
調査対象
小学校4年生から中学校3年生までの男女
：2,143人
調査地域：日本全国
調査期間：平成18年3月16日から26日

【図1】子どもの就寝時間(平成11年,18年比較)



【図2】子どもの就寝時間(年齢別)

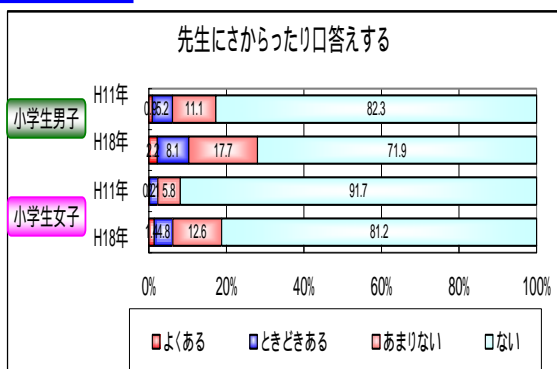


イ 教師に対する意識(「先生にさからったり口答えする」)について

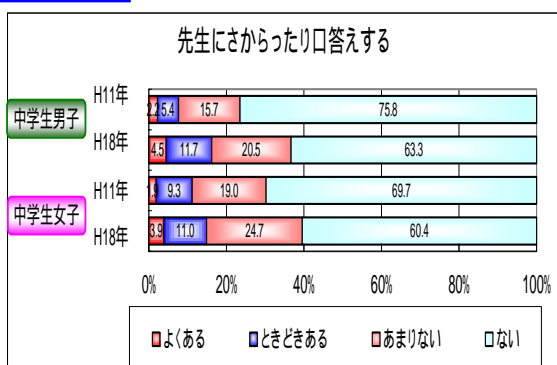
小学生男子・女子，中学生男子・女子ともに「よくある」「ときどきある」を合計した割合は，平成 11 年 9 月の調査に比べて，平成 18 年 3 月の調査の方が高くなっている。【図 3】

【図 3】「先生にさからったり口答えする」

小学生



中学生



3 学校と保護者の適切な連携の在り方について

家庭や地域の協力を得るためには，各学校が保護者等学校関係者に対して，暴力行為・いじめ等生徒指導上の諸問題の状況や生徒指導のきまり等を示した生徒指導規定等を，幅広く情報提供することが重要である。



(1) 保護者との日常的な連携について

児童生徒の学校生活における状況等を，あらゆる機会を利用して保護者に情報提供することで，学校に対する信頼感が増すとともに，保護者が子どもの状況を正確に把握でき，理解と協力が得られやすくなる。



保護者との信頼関係の確立

話すことを通して

三者懇談
家庭訪問
電話連絡
学級保護者会
地域懇談会 など

活動を通して

P T A 行事，地域行事
授業参観
「学校へ行こう週間」
など

文字等を通して

学級（ホームルーム）通信
連絡帳
ホームページ
啓発資料 など

(2) 連携の留意点について

保護者との連携に当たっては，児童生徒一人一人を大切に育てる視点を持ちつつ，問題行動に係る情報等の連絡だけに終始することなく，児童生徒の望ましい態度や活動等，肯定的なメッセージなどを伝えることで，保護者の理解や協力が得やすくなる。

(3) 児童生徒理解の促進について

児童生徒の問題行動のみに視点が偏ることによって，その背後にある児童生徒の性格や社会性などの個人的な問題，児童虐待・家庭内暴力・家庭内の不和・経済的困難などの家庭の問題，LD（学習障害）・ADHD（注意欠陥多動性障害）などの発達障害，非行少年グループや暴走族等との付き合いなどの対人関係上の問題を見失うことがある。



また，児童生徒理解が不十分なまま対応すると，問題行動の真の解決に結び付かず，事態が深刻化・長期化する場合がある。

日ごろから，教育活動全体を通じて児童生徒の様子を複数の教職員で多面的に把握するとともに，個別面接やアンケート調査を実施し，児童生徒の不安や悩みを積極的に把握するなど，児童生徒理解を深めておくことが重要である。

4 生徒指導に係る保護者への適切な対応について

保護者が、担任の学級（ホームルーム）経営や問題行動等に対する指導方針などが理解できないといった理由で、校長や担任などに対して、不満や苦情等を訴える場合がある。

このような訴えに対して学校は、保護者の思いを積極的に傾聴するとともに、保護者の不安感や焦燥感を共感的に受け止め、「児童生徒をそれぞれの立場でどのように支援できるのか」という姿勢で対応することが重要である。

(1) 基本的な考え方について

ア「事実を基に」対応する。

「いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのように」など、客観的な事実に基づいて対応することが重要である。



そのため、「担任はどのように指導したのか、子どもはどのように行動したのか、保護者との連携はどうか」など、指導に係るメモや会議の記録などを保存しておくことが大切である。

イ「誠意を持って」対応する。

問題行動などの事実が明確でないまま保護者と対応したり、学校が、事前に問題行動等に関する指導方針を周知したりしていないことなどで、保護者が学校の姿勢に不満を持つ場合がある。

保護者が学校の指導や対応などに対して抱いている不安や焦り、いらだちといった心理的事実を受け止めつつ、学校が把握している事実やなぜこのような指導方針を示しているのかなどを可能な限り迅速かつ丁寧に保護者に説明するなど、誠意を持って対応することが大切である。

ウ「法的な根拠を踏まえて」対応する。

「私は、この指導方法で苦情を受けたことはない。」「本校では、これまでずっとこのように対応してきた。」など、教職員の経験や勘、先例のみに頼った対応を行うことで、法的な視点から説明できない事態を招く



ことがある。

教職員のこれまでの経験や予測的な理解を踏まえて教育活動を推進することは、効果的な場合もあるが、児童生徒への対応に当たっては、公立小・中学校における出席停止や高等学校等における懲戒など、法的な根拠を踏まえて対応する必要がある。

エ「組織的に」対応する。

平素から児童生徒の状況を適切に把握するとともに、個々の児童生徒への取組の方針を関係する教職員間で共有するなど、校長を中心とした生徒指導体制を確立し、組織的に対応することが大切である。

(2) 保護者の苦情のタイプについて

保護者から学校へよせられる苦情は様々なタイプがあるが、それぞれの苦情のタイプを理解し、適切に対応することが大切である。

問題指摘型

児童生徒の迷惑行為や設備上の瑕疵等を指摘し、善処・改善を求める。

【対応】学校としての「非」を正確に把握し、誠意ある回答と迅速な対応をとることで、以後も良好な関係を保つことができる。

敏感・神経質型

頻繁に学校を訪れ、「教室の窓から家を覗く生徒がいる」「雨樋の音がうるさい」等、次から次へと学校への不平・不満を述べる。地域からの苦情に多く見られる。

【対応】全面的な解決は無理でも、少しでも改善した点を具体的に示すことが大切である。

溺愛型

溺愛・過保護の保護者に多い。学校を子どもと共通の「攻撃対象」とすることで、子どもとの「絆」を保とうとする保護者に多く見られる。

【対応】子どもと一緒にいると、必要以上の「威勢」を見せることもあるため、子どもと別の場所に移動してもらうなど、落ち着いた雰囲気の中で、子どものよさにも触れながら、正しい情報を伝えることが大切である。

利益追求型

金品の要求や無理難題等を押しかけてくる。

【対応】脅迫や恐喝にあたる場合があるので、行政が行う法律相談を受けたり、警察との連携を密に取るなどして、毅然とした姿勢を貫く必要がある。

(3) 対応の留意点

「4 生徒指導に係る保護者への適切な対応について(1)」を踏まえ、次のことに留意して対応することが大切である。

ア 保護者の訴えに耳を傾ける

保護者が何を訴えたいのか、どのような感情を抱いているのかなど、保護者の話に耳を傾け、しっかり傾聴することが大切である。

客観的な事実が明確でない段階で、「とにかく謝っておこう。」などといった対応は適切ではない。

イ 面談の三原則を守る

「人の制限」

保護者の訴えが生徒指導に係るものか、進路指導に係るものか、学級(ホームルーム)運営に係るものかなどを組織的に判断し、対応者を決めるとともに、複数の教職員で対応することが重要である。

また、学校が、誰と会うのか事前に確認し、それ以外の方が同行していたときは、別室で待ってもらうなど、法定代理人である保護者と対応することが原則である。

学校は、法定代理人(通常は、親権者。親権者がいない場合は、未成年後見人)と対応すること。ただし、委任を受けた弁護士など権限のある代理人(委任状等で確認)であれば、これに対応する必要がある。

「場の制限」

対応する場所は、児童生徒の家庭を訪問する場合もあるが、学校の応接室など、公的機関の開放された部屋が望ましい。

「時の制限」

対応する時間を事前に保護者に伝えておくことが大切である。状況を

丁寧に説明し保護者の理解を得るよう最善を尽くすことは大切であるが、対応が長時間に及んだり、深夜に至ったりすることがないように、対応時間を制限することが大切である。

ウ 正確な記録を残す

学校が保護者に説明した内容や保護者の訴えなど、対応の記録を正確に残すことが大切である。

記録を正確に残すことは、学校の対応を振り返り、今後の対応策を検討する材料にできたり、警察への通報の必要性が生じた場合や訴訟問題に発展したりした場合に、重要な「証拠」となる。

エ 教育委員会と連携する

理不尽な要求や脅迫等があったときは、学校だけで対応することなく、教育委員会と迅速に連携して対応することが重要である。

5 おわりに

生徒指導に係る保護者からの苦情等には、特定の教職員だけでなく、全ての教職員が適切に対応する必要がある。

そのため、保護者との対応方法等について、ロールプレイング等の実践的な研修を計画的に実施し、教職員の力量を向上させるなど、校内研修の改善、充実を図ることが大切である。

また、校内研修は自校で発生した事案や予測されるトラブルなど、より具体的な場面を想定して実施することで適切な対応を行うことができる。



【参考文献】

国立教育政策研究所 生徒指導資料第1集(改訂版)「生徒指導上の諸問題の推移とこれからの生徒指導」平成21年7月

学事出版「緊急時の対処の仕方が身につく 生徒指導の危機管理」平成14年8月 嶋崎政男
ほんの森出版「“困った親”への対応 こんなとき、どうする？」平成20年4月 嶋崎政男

【参考資料】

「低年齢少年の生活と意識に関する調査」平成19年2月 内閣府政策統括官(共生社会政策担当)